令和４年 10 月１日共済組合加入者の任意継続組合員制度の経過措置について

退職日の前日までの組合員期間が１年未満で任意継続組合員となるための組合員期間要件をみたさないの方のうち、次の方については経過措置があります。

【対象者】

・令和４年 10 月１日に協会けんぽから共済組合へ移行し共済組合の短期組合員となった非常勤職員等

・令和４年 10 月１日に採用され共済組合の短期組合員となった非常勤職員等のうち、加入直前（令和４年９月 30 日）まで協会けんぽに加入していた方

【経過措置】

令和４年 10 月１日に引き続く被保険者加入期間を任意継続組合員となるための組合員期間とみなします。

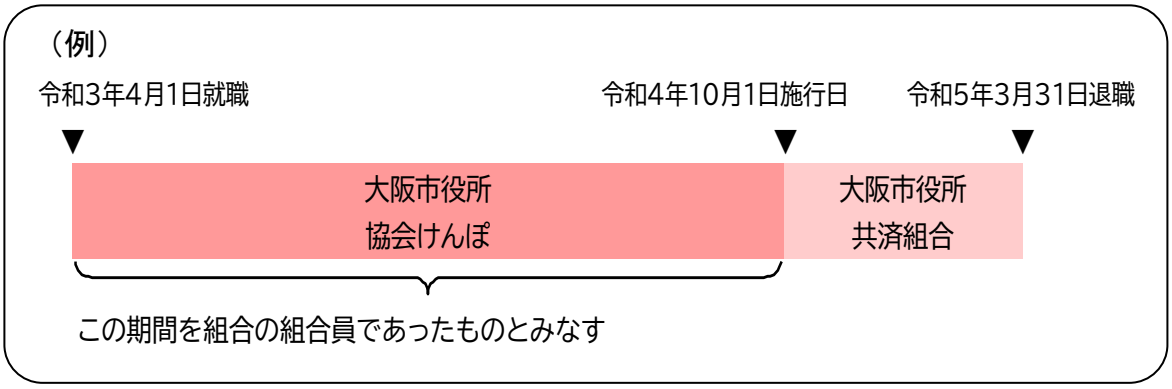

【添付書類】

・『健康保険厚生年金保険資格取得・資格喪失等確認通知書』

（最寄りの年金事務所で交付申請してください）

※退職時の所属所において、当該みなし期間の確認ができる場合は添付を省略できます。

民間でお勤めの協会けんぽ加入期間などを通算する場合は、退職時の所属所において確認ができず、必ず証明が必要になりますのでご留意ください。